

**令和 8 年度 特別支援学校  
英語指導助手配置派遣業務受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第 1 条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度 特別支援学校英語指導助手配置派遣業務に係る受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

(審議事項)

第 2 条 要綱第 8 条に定められた審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

ア 参加資格要件に関すること

イ プロポーザル実施方法に関すること（評価委員会の運営、評価項目、提案事項等）

ウ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

ア プロポーザルの評価

イ 派遣業者の決定

ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・基本計画等

(2) プロポーザルの手続

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

(1) 当該業務の理解度及び実績

(2) 英語指導助手（以下「A E T」という）の採用体制、研修、管理体制及び危機管理体制

(3) 専任講師登録数

(4) A E Tの効果的な活用提案

(5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該業務に対する理解度等
  - (2) 当該業務又はこれと同種の業務の実績及び関連業務の実績等
  - (3) 実施の方針及びAET採用計画の妥当性等
  - (4) 当該業務実施に必要なAETの研修、管理体制及び登録数、資格及び業務経験実績の状況等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、適宜、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

|      |                |
|------|----------------|
| 委員長  | 生涯学習担当部長       |
| 副委員長 | 教育DX推進課長       |
| 委員   | 特別支援教育課首席指導主事  |
|      | 横浜市立特別支援学校長 2名 |
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
  - 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 第5条第4項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和7年11月18日から施行する。